

議案第 8 号

武藏野市立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 21 日

提出者 武藏野市長 松 下 玲 子

## 武蔵野市立図書館条例の一部を改正する条例

武蔵野市立図書館条例（平成6年12月武蔵野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
	<p><u>(図書館協議会)</u></p> <p><u>第7条 法第14条第1項の規定</u> <u>に基づき、武蔵野市図書館協</u> <u>議会（以下「協議会」とい</u> <u>う。）を置く。</u></p> <p><u>(協議会の所掌事務)</u></p> <p><u>第8条 協議会は、地域から広</u> <u>く意見を求め、武蔵野市らし</u> <u>い特色ある図書館づくりを行</u> <u>うため、図書館運営に関し、</u> <u>館長の諮問に応じるとともに</u> <u>図書館奉仕について、館長に</u> <u>意見を述べる。</u></p> <p><u>(協議会の組織)</u></p> <p><u>第9条 協議会は、学校教育及</u> <u>び社会教育の関係者、家庭教育</u> <u>育の向上に資する活動を行う</u> <u>者、学識経験のある者並びに</u> <u>市民の中から、委員会が委嘱</u> <u>する委員10人以内をもって組</u> <u>織する。</u></p> <p><u>2 協議会の委員の任期は2年</u> <u>とし、補欠の委員の任期は前</u> <u>任者の残任期間とする。ただ</u></p>	条の追加
		条の追加
		条の追加

	<p><u>し、再任を妨げない。</u></p> <p><u>3 协議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p><u>4 协議会の委員の報酬及び費用弁償は、武藏野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武藏野市条例第7号）に定めるところによる。</u></p> <p><u>5 前各項に定めるものほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員会が規則で定める。</u></p>	
<u>第7条から第9条まで</u>	<u>第10条から第12条まで</u>	条の繰下げ
(図書館の利用の制限)	(図書館の利用の制限)	
<u>第10条 委員会（吉祥寺図書館及びプレイスにあっては、指定管理者。第12条第1項において同じ。）は、図書館を利用する者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは禁止し、又は退館を命ずることができる。</u>	<u>第13条 委員会（吉祥寺図書館及びプレイスにあっては、指定管理者。第15条第1項において同じ。）は、図書館を利用する者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは禁止し、又は退館を命ずることができる。</u>	条の繰下げ
(1)から(7)まで (略)	(1)から(7)まで (略)	字句の改正
(駐車場の使用料)	(駐車場の使用料)	
<u>第11条 (略)</u>	<u>第14条 (略)</u>	条の繰下げ
(原状回復義務)	(原状回復義務)	
<u>第12条 利用者は、図書館資料</u>	<u>第15条 利用者は、図書館資料</u>	条の繰下げ

等の利用を終了したとき又は 第10条の規定により図書館の 利用を禁止され、若しくは退 館を命ぜられたときは、その 利用した図書館資料等を速や かに原状に回復しなければな らない。ただし、委員会の承 認を得たときは、この限りで ない。 2 (略)	等の利用を終了したとき又は 第13条の規定により図書館の 利用を禁止され、若しくは退 館を命ぜられたときは、その 利用した図書館資料等を速や かに原状に回復しなければな らない。ただし、委員会の承 認を得たときは、この限りで ない。 2 (略)	字句の改正
第13条及び第14条	第16条及び第17条	条の繰下げ

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(武藏野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 武藏野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武藏野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(目的及び適用範囲)  第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他）の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除	(目的及び適用範囲)  第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他）の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除	

<p>く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(52)まで (略)</p>	<p>く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(52)まで (略)</p>															
<p><u>(53)</u>から<u>(61)</u>まで</p>	<p><u>(53)</u>図書館協議会の委員 <u>(54)</u>から<u>(62)</u>まで</p>	<p>号の追加 号の繰下げ</p>														
<p>第3条 第1条第13号から第58号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p>	<p>第3条 第1条第13号から第59号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p>	<p>字句の改正</p>														
<p>第4条 第1条第59号から第61号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p>	<p>第4条 第1条第60号から第62号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p>	<p>字句の改正</p>														
<p>別表第2 (第3条関係) 日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="223 1199 657 1620"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投票管理者から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)		投票管理者から選挙立会人まで (略)		<p>別表第2 (第3条関係) 日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="711 1199 1129 1620"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書館協議会の委員</td> <td>〃 12,000円</td> </tr> <tr> <td>投票管理者から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)		図書館協議会の委員	〃 12,000円	投票管理者から選挙立会人まで (略)		<p>項の追加</p>
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)																
投票管理者から選挙立会人まで (略)																
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)																
図書館協議会の委員	〃 12,000円															
投票管理者から選挙立会人まで (略)																

#### (提案理由)

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、武藏野市図書館協議会を設置するにあたり、必要な事項を定めるため、所要の改正をするものである。